

第6次相生市総合計画（後期計画）（案）に対する意見の募集について

「第6次相生市総合計画（後期計画）（案）」を作成いたしました。

については、相生市民意見提出制度（パブリック・コメント制度）の実施に関する要綱に基づき、この（案）に対する市民の皆様のご意見を募集いたします。

お寄せいただきました意見は、それに対する相生市の考え方とともにその概要を公表いたします。また、意見に基づき案の修正をしたときは修正内容と理由をあわせて公表いたします。

作成の趣旨、目的及び背景

本市では、令和3年度からの第6次相生市総合計画の基本構想、基本計画及び第2次相生市地域創生総合戦略を策定し、各種施策を展開してきました。

この度、第6次総合計画においては、当初計画策定以降の制度改正や社会情勢の変化に対応するため、中間年度である令和7年度に必要な見直しを行い、「第6次相生市総合計画（後期計画）（案）」の策定と同時に、計画期限を迎える第2次相生市地域創生総合戦略に続く第3次相生市地域創生総合戦略を策定いたしました。

なお、当該計画（案）は一般公募、各種団体から推薦による委員からなる相生市総合計画等審議会及び庁内の検討チームが策定した素案をもとにし、庁内会議等で検討してきたものです。

計画期間

令和8年度から令和12年度まで

意見の提出期間

令和7年7月4日（金）から令和7年7月31日（木）

郵送の場合は提出期間内に必着

ご意見を提出できる方

- （1）相生市に住所がある者
- （2）相生市に事務所又は事業所があるもの
- （3）相生市内の事務所又は事業所に勤務する者
- （4）相生市内の学校に在学する者
- （5）相生市に納税義務があるもの
- （6）この計画に利害関係があるもの

意見の提出方法

必ず氏名及び住所を明記の上、次のいずれかの方法により提出してください。(様式は自由)

氏名及び住所の記載のない場合は受付をいたしませんので、必ず氏名及び住所を忘れずに明記してください。

- (1) 郵便 〒 6 7 8 - 8 5 8 5
 相生市旭一丁目 1 番 3 号
 相生市 企画総務部 企画広報課
- (2) ファクシミリ 0 7 9 1 - 2 2 - 6 4 3 9
- (3) 電子メール kikaku@city.aioi.lg.jp

案の入手方法

市ホームページ、市の公文書公開コーナー及び企画広報課で閲覧することができます。

そ の 他

公開は、ご意見の内容のみ行い、ご意見をいただいた方の氏名等を公表することはありません。

お寄せいただいたご意見に対し直接には回答いたしません。あらかじめご了承ください。

お問い合わせ

〒 6 7 8 - 8 5 8 5 相生市旭一丁目 1 番 3 号
相生市役所 企画総務部 企画広報課
電話 0 7 9 1 - 2 3 - 7 1 2 4